

建築士制度小委員会（第2回）議事要旨

日 時：平成19年5月25日（金）10:00～12:30

場 所：国土交通省合同庁舎2号館共用会議室2A・2B

出席者：村上小委員長、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、藤本委員、牧村委員、町井委員、三栖委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 5名の委員より、建築士受験資格の見直しに関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、建築士受験資格の見直しに関して論点整理の説明があった。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

《学歴要件に関して》

- ・ 建築士として必ず履修すべき科目を厳選し、最低限必要な科目を指定すべき。
- ・ 技術倫理や法令遵守に関する科目を重視する必要。
- ・ 科目名称でなくその内容を、定期的に、確認する仕組みが必要。

《実務経験要件に関して》

- ・ 実務経験要件は、建築士の業務独占である「設計、工事監理」に必要な能力を得る実務に限定すべき。施工管理、積算、教育等の関連する業務だけの経験では、こういった能力は身に付かないことから、「設計、工事監理」に限定すべき。
- ・ 実務経験要件を「設計、工事監理」に限定するのではなく、施工分野、生産分野における実務経験等にも拡げて考えるべき（ただし、施工分野、生産分野に関しても、設計図書に関わる者等に限定する必要がある）。これまで、建築生産の分野で建築士が育成されなくなることは、建築の質の向上の観点からは問題。
- ・ 大学院で実務教育・実務訓練について、実務経験として認めるべき。
- ・ 大工の実務について、実務経験として認めるべき。
- ・ 営繕行政、建築行政の実務について、実務経験として認めるべき。
- ・ 実務経験の証明は自己申告ではなく、責任ある立場の関係者の証明が必要。

《その他》

- 学歴要件、実務経験、建築士試験が三位一体となって改革されるべき。したがって、中央建築士審査会における試験内容の見直しの議論とも、出来る限り情報交換を行う必要。